

# 人権理事会 告発手続の書式

- 告発の申し立ては、国連の6つの公用言語（アラビア語・中国語・英語・フランス語・ロシア語・スペイン語）のいずれかで提出し、今後の通信の交換もこれらの言語によっておこなっていただきたい。
- 匿名での告発は、受け付けられない。
- 告発の文章は、8ページ以内（同封物を除いて）にすることが望ましい。
- 罵倒あるいは侮辱するような文言は用いないでいただきたい。

## I. 本告発申立書の提出人に関する情報、または被害者が提出人と異なる場合には被害者とされる者の情報

個人       個人グループ       NGO       他

姓: 星野

名: 暁子

国籍: 日本

本告発の連絡先:

住所:

東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階

星野さんをとり返そう！全国再審連絡会議

電話 03-3591-8224 / FAX 03-3591-8226

メール: qen@star.nifty.jp

ウェブサイト: <http://fhoshino.u.cnet-ta.ne.jp>

告発提出者:

本人:

他の者を代弁して:  (その者は: 告発者の夫)

## II. 当該国家に関する情報

当該の国の名前、および当該の侵害に責任のある機関:

日本

法務省

徳島刑務所

### III. 告発申立の事実と当該の侵害の性格

告発申立の手続きは、人権と基本的自由が、世界のどこであれ、どんな状況であれ、はなはだしく侵害され、その真実性が十分に証明されうる場合に行われるものである。

事態の時系列に従って、当該の侵害の事実と状況を、日付・場所・当該の人権侵害者について報告し、さらに、どのような理由で、そのような事実と状況が、あなた、あるいは関係者の権利を侵害することになるのか、以上を具体的に述べていただきたい。

私の夫星野文昭が、日本の徳島刑務所で現在受けている重大な人権侵害について報告します。特に、拷問等特別報告者、恣意的拘禁作業部会に関係すると思いますので、関係部署において適切に対応をすよう求めます。

#### 1 はじめにー日本の刑務所における重大な人権侵害の告発

星野文昭は、現在、えん罪により徳島刑務所に拘禁されており、受刑後 31 年 7 か月、逮捕からは 43 年 7 か月以上が経過している。

星野は、1975 年 8 月 6 日の逮捕以来、現在に至るまで約 44 年間、一貫して無実を訴えてきた。

これは、1971 年の渋谷事件（米軍基地撤去・ペテン的な沖縄返還協定阻止のデモで発生した弾圧事件）について、デモ隊のリーダーであった星野に対する殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件によるものである。

しかし、東京地方裁判所刑事第 7 部は、1979 年 8 月 21 日、懲役 20 年に処する有罪の一審判決を言い渡し、これに対して星野及び検察官の双方が控訴し、1983 年 7 月 13 日東京高等裁判所第 11 刑事部が一審判決を破棄し、星野に無期懲役の有罪判決を言い渡した。これに対し、星野は上告したが、1987 年 7 月 17 日最高裁判所第二小法廷は同上告を棄却し、無期懲役の判決が確定した。

星野は、同年 10 月 30 日に徳島刑務所に移監となり、現在に至っている。移監されてから、すでに約 31 年 5 ヶ月が経過している。

本件は、星野が無期懲役囚として約 32 年間、未決勾留期間を含めると 44 年間という長期に渡って投獄されていること、その間に恣意的な懲罰を受けており、これは非人道的な処遇であることを中心に、日本の刑務所で起きている拷問に等しい重大な人権侵害を通報し、告発するものである。

#### 2 「無期懲役」の終身刑化による非人道性

##### (1) 無期懲役の終身刑化を示す事実

法務省報告書によれば、2008 年～2017 年で年末在所無期受刑者数は 1800 人を前後しているが、そのうち仮釈放者数は、2013 年の 10 人、2014 年の 7 人、2015 年の 11 人、2016 年の 9 人、2017 年の 11 人に過ぎない。

また、2017 年末だけ見ても、1795 人の無期受刑者のうち、在所期間が 10 年以上がその 80%、1398 人であり、星野のように 30～40 年の期間の受刑者は 209 人、40～50 年の受刑者が 34 人、50 年以上の受刑者が 11 人もいる。

その結果、刑事施設内で死亡した無期受刑者は増え続け、2008年の7名から2017年には30名に達し、この10年間で死亡した無期受刑者は合計193人であり、認められた仮釈放者数84人の2.3倍になっている。

これらの事実は、仮釈放制度の運用が明らかに濫用され、刑法第28条「10年を経過した後の仮釈放許可」を完全に無視した終身刑と化し、憲法第36条「公務員による残虐な刑罰の絶対禁止」にも反している。

## (2) マルト特無期

特に星野の無期刑の終身刑化の原因は、1998年最高検が出した通達である。この通達では「(特)(マルトク)無期」なる法律にない「刑罰」をつくりだし、検察官として、星野のような政治的な背景を有する重大事件に対しマル特を付した事件では絶対に仮釈放を認めさせない意見を述べることで「終身かそれに近い期間服役させる」とし、地方更生保護委員会がこうした検察官の意見を受け入れ、実質的な終身刑に踏み込んだのである。裁判所が無期懲役とした判決を、検察庁が通達1本で勝手に変えてしまうことなど許されない。ところが、この通達以降、無期受刑者の仮釈放は激減している。

## (3) 星野への44年の投獄は「拷問」であり「残虐な刑罰」

星野は、1987年10月30日に徳島刑務所へ移監になった。服役して31年7カ月(3月現在)、未決勾留も加えれば43年7カ月もの拘禁である。この間、星野は自由を全て奪われ、厳寒・酷暑で非人間的処遇の刑務所にあるが、人間的誇りを失わず生き抜いてきた。本年4月で73歳になる。

そもそも「刑罰」とは、犯してしまった犯罪への応報という意味は否定できないが、本来、社会復帰のための矯正・更生であるべきだ。生まれながらの「犯罪者」がいるわけではなく、社会的差別や格差や貧困、教育・家庭環境の中で法に触れる行為をなしてしまったといえる。

したがって、教育などによって「犯罪」を悔い改め、社会に受け入れられるような生き方をすることは全く可能であり、「行刑」の目的とはそうあるべきである。

そうであれば、刑事施設における処遇も社会復帰のためのものであるべきであり、仮釈放も条件が整えば、積極的に認められるべきである。

星野の行刑態度は極めて良好で、帰住地もあり、仮釈放の条件も十分に整っている。にもかかわらず、44年間も拘禁され、受刑してから31年7ヶ月も経過してなお釈放が認められないのは、国家による意図的な刑罰が行われているという外なく、それは憲法が禁じる「残虐な刑罰」にほかならない。

厳寒・酷暑の刑務所で、刑務官への絶対的服従を強いられ、人間的自由を一切奪われた無期刑受刑者にとって、そこからの解放である仮釈放は計り知れない希望である。その希望を奪い、死亡するまで刑務所に拘禁する終身刑化は、人間的尊厳を奪う非人道的処遇で許せない。

## 3 仮釈放手続の不透明性、権利性がないことの問題

### (1) 不透明性を示す事実

仮釈放審理はそもそも権利性はなく、職権でされるものであるから、仮釈放を認めない地方更生保護委員会の判断には不服申し立てができない。仮釈放を認めない理由も明らかにされない。仮釈放決定に対して検察官の不服申し立てができるだけになっている。

その具体的な審理手続は具体的に法的に定められておらず、審理する委員も誰であるのか明らかにされず、審理の開始時期、進行状態、審理内容についても本人には明らかにされない。委員による面接も、事前に知らされずに、突然刑務所にやってくる。

また、被害者や検察官の意見聴取の有無とその内容が不明であることから、受刑者が反論をすることもできない。

私たち家族と弁護団は13回に及ぶ四国地方更生保護委員会への申し入れを行ってきた。こうした事柄について毎回質問しているが、一切明らかにされない。

## (2) 仮釈放手続きの非権利性

上記のとおり、法律上は、仮釈放の申請は刑務所長だけが申請でき、受刑者本人も家族も申請する権利はない。法務省の通達により、30年経過後は義務的に審理が開始されることになっているが、これも職権的措置であり、法的な義務ではない。また30年経過後の審理が終了した次の審理は、刑務所長の上申がない限りは、10年後、すなわち受刑して40年経過後になる。

刑務所長の恣意的判断に委ねられているだけで、申請する基準も手続きも法的に定められていない。

仮釈放の審理に、弁護士や代理人が関わることができない

「社会感情」や「応報感情」を仮釈放に反対する理由にすることは、受刑者の改善更生や再犯防止という仮釈放の本質や機能にそぐわない。

以上のように、仮釈放の要件も基準も手続きも法的に定められておらず、仮釈放決定の客観性、審理の公正・公平性が全く保障されていない。仮釈放は国家の「恩恵」として位置付けられているだけである。

## 4 「恣意的な懲罰」の非人道性

### (1) 星野に対して行われた「懲罰」

星野の受刑期間は、約32年である。この間にうけた懲罰は以下の通りである。

#### ① 1989年2月 1週間の「軽屏禁」

造花をつくる作業をしていたところ、寒くて材料が折れにくくなったので、その材料を布団の中でヤカンで温めたことを理由として、「軽屏禁」の懲罰を受けた。

#### ② 1990年8月 8月15日から23日まで「軽屏禁」

運動の時間に靴下なしで運動をし、汚れた足をふいたタオルを洗ったことを理由として、「軽屏禁」の懲罰を受けた。

#### ③ 1996年11月 20日間の「軽閉禁」

居房でゴキブリを踏み、その足を洗ったことを理由に、「軽屏禁」の懲罰を受けた。

#### ④ 2010年3月 「戒告」処分

同年2月26日に鈴木達夫再審弁護士と接見し、東京高裁から同年3月31日までに意見書を出すようにと連絡があったことに踏まえ、再審に関する意見を2月28日（日曜日）に丸1日かけて書き、いったん書き上げた手紙を消灯時間後に1行訂正した。これを理由に、「戒告」処分を受けた。

#### ⑤ 2010年3月 1週間の「閉居罰」

昼食に出たぜんざいを入歯用の容器に移して冷ましたことを理由に、「閉居罰」の処分を受けた。

#### ⑥ 2011年4月 以下を理由とする「指導票」2枚の累積で、優遇区分が3類から4類へ降格

・作業時間に他の受刑者が星野に話かけてきたので、「許可はもらっているの」と聞いた。それを「不正交談」とされた。

・転房した部屋が汚れていたため、掃除のために机にのった。

#### ⑦ 2018年5月8日に以下の懲罰

・報奨金500円返納

・3年間無事故バッジ1個（星野は4個持っていた）を戻す

・2類から3類へ降格

5月3日に、祝祭日のお菓子（キャラメルコーン）を、夕食までに食べるという「告知」を見落とし、夕食後1時間後にお菓子を食べたことを「不正喫食」とされた。

### (2) 拷問ないし非人道的な措置であること

これらは、いずれも刑務官に対する反抗的態度が問題にされたものではなく、他の受刑者とトラブルになったものでもなく、刑務所の秩序、運営等に影響を与えたものでもない。粗暴な態度でもなく、懲罰の対象とされた上記各行為は、日常生活の中で、私たちが当然のようにしているささいな行為にすぎない。

その行為の内容、性質からしても、意図的に反抗的態度を取ろうとしてもものでもない。

「軽屏禁」も「屏居罰」もいずれも拷問もしくは非人道的な措置である。なお、「軽屏禁」は監獄法、「屏居罰」は、監獄法を改正した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における懲罰の名称で、どちらも内容は同じである。

具体的には、懲罰房に入れられ、トイレと食事と就寝以外は、正座して同じ姿勢をとらなければいけない。1日中、入り口方向をむいて目をあげ、真つすぐ座っていることを強制され、面会も野外運動も手紙の受発信も読書も禁止される。

受刑者の処遇は、人間としての誇りや自信を取り戻し、社会復帰の意欲を持つことを促進するためであるべきで、受刑者の人権保障、社会との連携を意識した社会復帰処遇でなければならない。威嚇したり強制したり、形式的規律を形式的にあてはめて規律違反にするものであってはならない。

### (3) 恣意的な懲罰

仮釈放の審理・決定に、懲罰の回数と優遇区分が密接に関係する。優遇区分は、その内容により受刑者に認められる外部との面会や通信回数等が優遇されるものである。

星野への懲罰は、星野へのいやがらせと、仮釈放を認めないために恣意的に行われていると思われる。

1996年8月の3回目の懲罰は6年ぶりで、同年4月に再審請求をして4カ月後のことで、優遇区分が2級になる直前であったが、降格されて4級になった。

2010年3月の4回目の「戒告処分」と、5回目の「屏居罰」は14年ぶりで、前年11月に第2次再審請求をして4カ月後のことであった。3類から4類（注記）に降格になり、無事故バッジ4個を2個に減らされた。

（注記）優遇区分は、監獄法で1級から4級までと分けられていたが、2007年に被収容者処遇法になり、1類から5類までとされた。

2018年5月の6回目の「懲罰」は8年ぶりで、無期刑受刑者に30年経過後、義務的に仮釈放審理が開始する直前のことであった。優遇区分は2類から3類へ降格され、3年間無事故バッジは4個から3個に減らされた。これは、極めて直接的に仮釈放審理にマイナスの影響を与えるためであった。

懲罰自体が人権無視の拷問であり、断じて許せないが、さらにそれを仮釈放をさせないために恣意的に行っていることは、残酷極まりなく非人道的である。

## 4 結論

星野は徳島刑務所で、他の受刑者からも刑務官からも信頼され、昨年2月に刑務所がたちあげたカバンづくり（バリスターナイロンと皮革という硬い素材を、その専用ミシンもない状況で完成させた）を依頼され、それに真剣に取り組んで製品化し、そのカバンは四国管区で優秀賞をもらった。

房内で水彩画を描いており、世界の子供たちの笑顔や沖縄の風景・人物、原発事故を起こしたフクシマの風景、出身地北海道など写真を見たり、想像したりして描いている。これも四国管区のコンクールで常に上位になっている。全国で星野の「絵画展」を開催しており、多くの感動と反響を生んでいる。昨年は高松市内で6月に1000人、11月に650人が、本年1月27日には東京で720人が集まった解放集会とパレードが行われた。新聞意見広告は昨年朝日新聞と四国新聞に、本年は沖縄タイムスと琉球新報に掲載された。星野は32年間、だれにも迷惑をかけることなく堂々と生き抜いてきた。社会も星野の解放を求めている。

私は1986年に獄中結婚した。毎月徳島刑務所に行き面会している。さらに、星野の兄弟たちと一緒に星野を迎える準備をしており、仮釈放の条件は十分に整っている。日本政府・

法務省による44年間という長期拘禁＝残虐な刑罰から、星野は解放されるべきである。無期刑受刑者、すべての受刑者への拷問的処遇を止め、人権と自由が回復されるべきだ。

#### IV. 国内での救済策を尽くしたこと

1－ 当該の犠牲者が、あるいはその犠牲者に代わって行われた、国内で尽くされた救済策について――。 裁判所や他公的諸機関、あるいは国内人権機関\*への請求等が行われたことについて、請求内容・時期・結果を詳細に報告していただきたい。

① 星野への有罪、無期懲役判決が誤りであることから再審請求をしている。

1996年 4月17日 東京高裁判に再審を請求  
2000年 2月22日 再審棄却決定→異議申し立て  
2004年 1月19日 異議審申し立て棄却決定→特別抗告申し立て  
2008年 7月14日 特別抗告棄却決定  
2009年11月27日 第2次再審請求  
2012年 3月30日 再審棄却決定→異議申し立て

② 星野と私との面会拒否、私の手紙の墨ぬり、星野と友人との面会拒否されたことが違法であるとして、2011年11月14日に国家賠償請求訴訟を提訴

2014年 7月18日 判決  
2015年 9月16日 東京高裁判決

一審判決は、私の面会拒否と手紙の墨ぬりの違法を認めたが、東京高裁はその判断を逆転させた。

2－ もし、国内における救済の追求が未だ尽くされていないのであれば、その申請が効果的でなく、あるいは不当に引き伸ばされていることについて、詳細にその事態について説明されたい。

再審請求手続きで、検察官は、冤罪性を決する第三者目撃証人の供述書の開示を拒否している。裁判所も、繰り返し弁護団が求めている裁判所、検察官、弁護人の三者協議を開催せず、検察官に対する証拠開示の勧告をしないで放置しており、確定判決の際に採用された証拠のビデオを保管していた警察が『紛失』するなど、およそ日本の再審手続では救済手段にはなりません。

#### V. 他の人権団体への通信の提出について

1－ 同じ案件を、特別手続、条約機関、あるいはその国連、または人権領域に関する同様な地域的告発申請機関に提出したことがありますか

1996年に、星野がゴキブリを踏んだ足を洗ったことで懲罰にされたので、私はアムネスティロンドン本部に手紙を書いた。すると本部の東アジア担当のピエール・ロバート氏から

「懲罰は重大な人権侵害で、日本政府に申し入れるので詳細を報告してほしい」とFAXが来た。

2- もし、それが行われた、あるいはそれが追求されたのなら、請求・時期・その機関における現在の進行状況を詳細に報告されたい。

1997年5月、私と鈴木達夫弁護士が、アムネスティロンドン本部から来日している人権調査団から事情を聞かれた。

1998年6月 アムネスティ・インターナショナルは報告書「日本の刑事施設における残虐な刑罰」を発表した。東アジア部のマーク・アリソン氏が「自由権規約などの国際人権基準に違反する」と会見した。日本政府に対して①拷問等禁止条約を批准する ②刑事施設についての情報を公開し、非政府組織の実地調査を認める ③保護房や戒具の使用について明確な立法をするなど求めた。

2000年12月 アムネスティ発表国際ニュースに、日本を訪問したピエール・サネ事務総長の談話が発表された。星野のことも触れ、拷問や虐待について懸念をもつ拘禁施設について言及した。

---

上記に関するアムネスティ・インターナショナルの刊行物:

*Abusive Punishments in Japanese Prisons*

<https://www.amnesty.org/download/Documents/152000/asa220041998en.pdf>

*Amnesty International Annual Report 1998 p. 215*

<https://www.amnesty.org/download/Documents/POL1000011998ENGLISH.PDF>

*Japan: No advance on human rights*, <https://www.amnesty.org/en/documents/ASA22/009/2000/en/>

## VI. 守秘の要請

この申立が、人権理事会の当該申立を受入れ基準である理事の5/1の票での決議に達したならば、人権侵害と言われたことに関する当該国家の見解を得るために、この申立は、当該国家に転送されることになる。

申立に関するあなた自身の氏名や、申し立てに含まれている具体的な情報について、秘密が守られることを望まれるならば、守秘義務の遂行を要請して頂きたい。

守秘の要請 (次の欄にチェックを入れて下さい): Yes  No

どの情報を秘密にして欲しいか、示してください。

日付: 2019年3月14日

署名: .....

## VII. 付属 (裏づけ) 文書のチェックリスト

付属（裏づけ）文書については、（原本ではなく）コピーを出していただきたい。（なお、提出文書は返却されません）。文書は、国連の公用言語を用いてください。

要求にこたえた裁判所、あるいは国家機関の決定（関係する国家機関の法律のコピーがあれば好都合です）：

第V節でふれた他の手続きのために発送された申し入れ書

（加えて、その手続きで下された決定）

必要と判断された他の証拠や付属（裏づけ）文書：

日付： .....

署名： .....

## VIII. 当方の連絡先

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights  
Human Rights Council Branch-Complaint Procedure Unit  
OHCHR- Palais Wilson  
United Nations Office at Geneva  
CH-1211 Geneva 10, Switzerland  
Fax: (+41 22) 917 90 11  
E-mail: [CP@ohchr.org](mailto:CP@ohchr.org)  
Website: <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/HRCIndex.aspx>